地域見守り活動事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内の自治会、老人クラブ、ボランティア、福祉関係機関等（以下「団体」という。）が地域の見守り活動を積極的に行えるよう活動助成を行うことを目的に定める。

（助成の対象）

第２条　この要綱において団体とは伊勢市内で活動し、この要綱の目的に沿った事業を適性かつ確実に実施できる団体をいう。ただし、団体が合同して事業を行うときは、これを１団体とする。ただし、社協の他の助成を受けている、受けようとする団体は除く。

（助成対象事業）

第３条　助成対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

（１）ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守り活動

（２）登下校時の見守りや声かけ運動の活動

（３）障がい者の見守り活動

（４）通学路の危険箇所把握とその経路の巡回

（５）地域安全パトロール活動

（６）研修会の実施

（７）その他伊勢市社会福祉協議会会長（以下、「社協会長」という。）が必要と認める活動

２　助成は、当該年度の予算の範囲内で行う。

（助成対象経費）

第４条　助成金の交付の対象となる経費は、団体が対象事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

（助成金の条件）

第５条　助成は、当該年度の予算の範囲内で行い、助成額は、上限30,000円とする。

（助成金の申請）

第６条　助成を受けようとする団体は、地域見守り活動事業助成金申請書（様式第１号）を期日までに社協会長へ提出する。

（助成の決定）

第７条　社協会長が、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、地域見守り活動事業助成決定通知書（様式第２号－１）または地域見守り活動事業助成却下通知書（様式第２号－２）を団体へ通知する。

（事業の報告）

第８条　助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、その日から30日以内かまたは

当該年度の末日のいずれか早い日までに、地域見守り活動事業助成事業実施報告

書（様式第３号）、および領収証（原本）を、社協会長へ提出する。

（助成金の返還）

第９条　助成金を受けた団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を目的外に使用したとき

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は平成１８年　４月　１日より施行する。

この要綱は平成１９年　４月　１日より施行する。

この要綱は平成２４年　４月　１日より施行する。

この要綱は平成２５年　４月　１日より施行する。

この要綱は平成２５年１０月　１日より施行する。

この要綱は令和　元年　５月　１日より施行する。

この要綱は令和　元年　８月　１日より施行する。

この要綱は令和　３年　４月　１日より施行する。

この要綱は令和　４年　４月　１日より施行する。

この要綱は令和　６年　４月　１日より施行する。

別表（第４条関係）

１　助成対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳細 |
| 消耗品費 | チラシ等に使用するコピー用紙、インク、活動のためのジャンパー・ベスト・帽子（名前入り）、軍手、懐中電灯、電池、飲料代（アルコール類は除く）、マグネットシート |
| 器具什器費 | トランシーバー等 |
| 燃料費 | 青色回転灯自動車ガソリン代※ただし、1km当たり10円で、上限10,000円までとし、1回あたりの距離が１㎞未満の場合は切捨てとなる。また、別紙の「青色回転灯自動車による活動運行記録簿」を添付すること |
| 研修費 | 見守り活動に関係する研修費（入場料、体験料） |
| 賃借料 | 会場費、貸切バス代 |
| 講師謝礼及び旅費 | 地域見守りに関する研修会等の講師謝礼、講師への旅費 |

２　助成対象外の経費

（１）貸切バス以外の乗り物経費

（タクシー代、電車代、青色回転灯自動車は除く自動車のガソリン代等）

（２）食事代

（３）活動に関する損害保険料